

改正下請法（中小受託取引適正化法）の運用基準の改正案について

2025年8月4日

丸の内総合法律事務所

経済法研究チーム

弁護士 曾根 裕 貴

弁護士 眞木 純 平

弁護士 山田 雅 洋

第1 はじめに

丸の内総合法律事務所・経済法研究チームでは、2025年7月4日に改正下請法（以下、改正法の略称である「中小受託取引適正化法」といいます。）のセミナーを開催し、改正内容の解説のほか、実務上の対応方法や留意点等について解説いたしました。

その後、2025年7月16日に、公正取引委員会より、中小受託取引適正化法の運用基準の改正案を含む、6つの規則等の改正案が公表されました（参考：[「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則」案等に対する意見募集について](#)）。そのため、本稿では、公表内容や今後のスケジュールについて紹介するとともに（下記**第2**）、公表された規則等の改正案のうち、特に実務上その内容について留意をすべきである中小受託取引適正化法の運用基準の改正案のポイント（下記**第3**）について解説いたします。

なお、2025年7月4日に開催した上記セミナーについては、現在も無償でオンラインセミナーのアーカイブ配信のお申し込みを受け付けておりますので、ご関心のある方は是非お申し込みをいただければと存じます（詳細は当事務所ホームページの[「事務所セミナーのお知らせと申込みフォーム」](#)をご参照ください。）。

第2 公表内容と今後のスケジュール

公正取引委員会は、2025年7月16日付けで、下記の規則や運用基準等の改正案を作成し、意見公募手続（いわゆる「パブコメ」）を行っております。

<パブコメ対象>

- | |
|--|
| <p>① 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則」案</p> <p>② 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第六条第一項及び第二項の率を定める規則」案</p> |
|--|

- ③ 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第七条の書類等の作成及び保存に関する規則」案
- ④ 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案
- ⑤ 「公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則」改正案
- ⑥ 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」改正案

今後は、このパブコメで寄せられた意見を踏まえて、上記のパブコメ対象である規則や運用基準等の改正案の内容について修正の必要がある場合には修正がなされるほか、意見に対する考え方が公表されることが予定されております（今後のスケジュールは、以下のとおりです）。

＜今後のスケジュール＞

日付	項目
2025年7月16日	規則・運用基準等の改正案等の公表
2025年8月15日	意見（パブコメ）の提出期限
2025年8月下旬以降 ¹	パブコメの結果の公示、規則、運用基準等の改正
2026年1月1日	中小受託取引適正化法の施行

第3 中小受託取引適正化法の運用基準の改正案のポイント

(1) 従業員数基準

運用基準の改正案においては、「第2 法の対象となる取引・事業者」の項目下に、新たに「2 規模に係る要件（資本金基準及び従業員基準）」の項目が設けられました。その上で、従業員数基準に関しては、以下の①及び②の点が明らかにされております。

① 「常時使用する従業員」の意味

「常時使用する従業員」は、事業者が使用する労働者のうち、日々雇い入れられる者（1ヶ月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外の者（貸金台帳の「様式第20号」（労働基準法施行規則55条）の調整対象となる労働者）を意味する。

¹ ご参考までに、2024年5月27日の下請法運用基準の改正の際には、意見の提出期限が同年4月30日、結果の公示日・運用基準の改正日が同年5月27日でした。

② 従業員数基準の判定時点

従業員数基準は委託取引ごとに判断される。

上記のとおり、運用基準の改正案において、「常時使用する従業員」の範囲が明らかにされましたが、いずれにしましても、従業員数の確認は難しく、かつ、比較的変動しやすいという状況には変わりありません。そのため、オンラインセミナーでも申し上げたように、自社の状況に応じて、従業員数基準の判定についての対応方針を決定されるのが肝要であるといえます。

(2) 特定運送委託

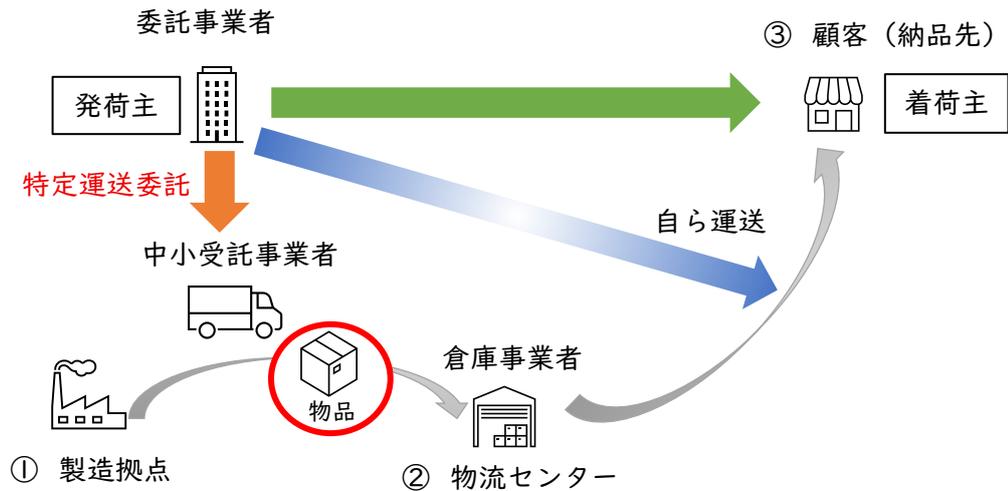
運用基準の改正案においては、「第2 法の対象となる取引・事業者」の項目下に、新たに「1-5 特定運送委託」の項目が設けられると共に、「第4 委託事業者の禁止行為」の項目下の各禁止行為の項目において、「特定運送委託において想定される違反行為事例」が追加されております。

この点、特定運送委託に関する基本的な留意事項については、オンラインセミナーでご説明申し上げたところから特段の変更が生じ得るものとはなっておりませんが、当該運用基準の改正案について特筆すべき点としては、以下の①及び②のとおりです。

① 運送の行為の「一部」の委託の意味

運用基準の改正案においては、「運送の行為の…一部を他の事業者に委託すること」の意味について、「取引の相手方に対する運送のうち、その物品の数量又はその経路の一部の運送を他の事業者に委託すること」であるとしており、取引の相手方に対する運送のうちの経路の一部を委託する場合が含まれることを明らかにしています。

かかる運用基準の改正案を前提とすると、例えば、委託事業者が顧客に対して販売した物品を顧客の下に運送するにあたって、一旦自社の製造拠点(下記図①)から、倉庫事業者の運営する物流センター(下記図②)へ運び入れた上で、そこから顧客の下(下記図③)へ物品を運送しているような場合において、①⇒②の運送のみを中小受託事業者に委託する(したがって、中小受託事業者は、顧客の下に物品の運送をしていない)ような場合であっても、「特定運送委託」に該当することになるリスクがあると考えられますので、ご留意が必要です。



② 想定される違反行為事例

運用基準の改正案においては、各禁止行為の項目において、「特定運送委託において想定される違反行為事例」が追加されております。

この点、追加された事例は、基本的には、従前の運用基準において「役務提供委託における違反行為事例」として掲載されていたものを、「特定運送委託」に係るものとしてリバイスしたものになっております。もっとも、以下の事例については、従前の運用基準に掲載されていたものをリバイスしたようなものではないため、特にご留意ください。

7-15 関税・消費税の立替え要請

委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、物流業務に附帯して輸入通関業務を委託するに際して、関税・消費税の納付を立て替えさせ、中小受託事業者から立替えに要した金銭の支払を求められても応じなかった。

8-12 取引先の都合を理由とした発注内容の変更

(2) 委託事業者は、自社の販売する商品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、自社の都合により貨物の到着日時を当初の予定より遅く変更し、中小受託事業者に対し長期にわたって商品を保管させたにもかかわらず、保管について必要な費用を負担しなかった。

また、「不当な経済上の利益の提供要請」の項目においては、事例としてではなく、一般的な注意事項の記載として、以下の記載が追加されており、無償での荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等については、公取委として特に着目しているこ

とが窺われますので、ご留意が必要です。

「運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、無償で、運送の役務以外の役務（荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等）を提供させることは、法第5条第2項第2号に該当する。」

(3) 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止

運用基準の改正案においては、「第4 委託事業者の禁止行為」の項目下に、「9 協議に応じない一方的な代金決定」の項目が追加されております。

この点、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止に関する基本的な留意事項については、オンラインセミナーでご説明申し上げたところから特段の変更が生じ得るものとはなっておりません。

なお、当該運用基準の改正案について特筆すべき点としては、「想定される違反行為事例」の9-2が挙げられます。この事例では、中小受託事業者が「公表資料」により代金額の引き上げを求めたのに対して、コスト上昇の根拠として詳細な情報の提示を求めたような場合について、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止に違反する行為と評価される可能性があることが示されているといえますので、ご留意が必要です。

9-2 詳細な情報提示要求により委託事業者が協議に応じない例

中小受託事業者がコスト上昇分につき経済の実態が反映されていると考えられる公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など。以下同じ。）に基づき具体的な引上げ額を提示して代金の額の引上げを求めたにもかかわらず、協議に先立ち、コスト上昇の根拠として具体的に算定することが容易でない詳細な情報の提示を求め、協議の実施を困難にさせ、結果として、僅かに引き上げた額を製造委託等代金の額と定めた場合

(4) 手形払等の禁止

運用基準の改正案においては、「第4 委託事業者の禁止行為」の項目下の「2 支払遅延」の項目において、手形払等の禁止を明記する修正がなされております。

この点、手形払等の禁止の内容については、オンラインセミナーでご説明申し上げたところから特段の変更が生じ得るものとはなっておりません。

もっとも、特筆すべき点として、当該運用基準の改正案においては、以下のとおり、一括決済方式や電子記録債権といった「金銭及び手形以外の支払手段」に関して、満

期日が製造委託等代金の支払期日より後に到来する場合において、中小受託事業者が支払期日に支払を受けるために割引を受ける必要がある時には、委託事業者が支払期日における割引料を負担することにしたとしても、違反行為に該当することになるとされておりますので、ご留意が必要です。

「他方、満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日より後に到来するものについては、委託事業者が支払期日における割引料等を負担することとする場合であっても、支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するときは、金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえないことから、「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」として取り扱う。」

(5) 中小受託事業者が所有する「製造に用いる型等」の保管費用

運用基準の改正案においては、「第4 委託事業者の禁止行為」の項目下の「7 不当な経済上の利益の提供要請」の項目において、「製造に用いる型等」（金型、木型、治具、検具、製造設備等）を中小受託事業者が所有する場合であっても、一定の場合には、その保管費用を支払わないと不当な経済上の利益の提供要請に該当することを明らかにしております。

これは、2024年12月に公表されていた「企業取引研究会報告書」において、

現行の下請法運用基準を見直し、金型の所有権の所在にかかわらず型の無償保管要請が下請法上の問題となり得る旨整理し、どのような場合に下請法上問題となるのか、発注者や受注者にとって分かりやすい基準を明記すべきである。

という提言がなされていたことを受けて、運用基準の改正案に盛り込まれたものになります。

そして、具体的にいかなる場合に不当な経済上の利益の提供要請に該当することになるのかについては、中小受託事業者が所有する「製造に用いる型等」について、委託事業者が事実上管理している場合（例えばその廃棄等に委託事業者の承認を要する等の事情が認められるとき）には、発注を長期間行わない等の事情があるにもかかわらず保管費用を支払わずにその「製造に用いる型等」を保管させると、不当な経済上の利益の提供要請に該当するということが明らかにされております。

この点、「製造に用いる型等」を無償保管させた事例について、不当な経済上の利

益の提供要請にあたるとして勧告がなされる事例は近年増加しており、公正取引委員会の執行が活発化しているところもございますので、今回の運用基準の改正案も受けて、特にご留意が必要なところかと存じます。

(6) 中小受託事業者に振込手数料を負担させることの禁止

運用基準の改正案においては、「第4 委託事業者の禁止行為」の項目下の「3 製造委託等代金の減額」の項目において、中小受託事業者との間で書面での合意をしているか否かにかかわらず、製造委託等代金についての銀行口座への振込手数料を中小受託事業者負担させて、製造委託等代金から差し引くことは、違反行為に該当するという事を明らかにしております。

これは、2024年12月に公表されていた「企業取引研究会報告書」において、

これまで下請法の運用では、「下請事業者と書面で合意することなく、下請代金を下請事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者負担させ、下請代金から差し引くこと」を減額に当たるとしてきた…。この運用の在り方を見直し、振込手数料を下請事業者負担させる行為は、合意の有無にかかわらず、下請法上の違反に当たることとし、その旨、解釈を変更して、運用基準において明示すべきである。また、振込手数料に限らず、ファクタリングの手数料など、決済手段を利用する際に伴う費用についても、同様の取扱いとすべきである。

という提言がなされていたことを受けて、運用基準の改正案に盛り込まれたものになります。

この点、従前の運用基準に従って、書面合意をした上で、振込手数料を中小受託事業者負担させる取扱いとしていた取引に関しては、振込手数料を負担させないように取扱いの変更をする必要がでてきますので、特にご留意が必要なところです。

以上